

折立中学校の 運動部活動に係る活動方針

令和4年4月
仙台市立折立中学校

1 本校の運動部活動が目指すもの

学校教育目標

「社会の中で、自分で考え、判断し、行動する生徒の育成を図る」

- (1) 学校教育目標実現のために、運動部活動を通して、本校の生徒の豊かな心、確かな学力、健全な心身、たくましく生きる力を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 運動部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 運動部活動を通して、本校生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスの取れた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 年間活動計画の作成
 - ①運動部顧問は、年間活動計画を作成する。
 - ②運動部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
 - ③運動部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。
- (2) 方針と計画の公表
 - ・この運動部活動に係る活動方針及び上記(1)各部の年間活動計画を学校ホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 毎月（複数月）の活動計画の周知
 - ・運動部顧問は、毎月（複数月）の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。
- (4) 毎月（複数月）の活動計画の通知
 - ・運動部顧問は、上記(3)毎月（複数月）の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。
- (5) 毎月の活動実績報告
 - ・運動部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会日程等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

- (1) 本校が設置する運動部
 - ①今年度は下記の運動部を設置することとする。
 - ②運動部顧問、外部指導者、部活動指導員については、4月の学校だよりを参照する。

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
陸上競技	○	○	野球	○	○	卓球	○	○
バスケットボール	○	○	バドミントン	○	○	駅伝チーム	○	○
剣道	○	○	サッカー	○	○			

(2) 活動時間について

①部活動の終了時刻は勤務時間終了時刻（16時45分）とする。

②放課後の部活動は校長の許可を受けて延長することができる。ただし、入部届提出の際、保護者が了承した生徒に限る。

※4月～新入大会までは18時まで 新入大会後～3月までは17時30分まで

③朝練習または部活動時間の延長のどちらかを認める。（朝練習の制限については4の(5)参照）

④強化練習期間（4の(6)参照）には最大18時30分までの特別延長を認める。

(3) 保護者への説明

①運動部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。

②運動部顧問は、より良い運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日の設定

(1) 学期中の休養日 ※休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

①学期中は、週2日以上以上の休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の土曜日及び日曜日に振り替える。

※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

③月に2回のノー残業デーを実施し、その日を部活動の休養日にあてる。

(2) 長期休業中の休養日

①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。

②夏季学校閉庁日及び年末年始の休日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動

・長くとも2時間程度とする。

(4) 土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校の休業日の活動時間

①長くとも3時間程度とする。

②練習試合や大会等で3時間程度を超えて活動した場合は、原則として前週または翌週の週末に休養日を設ける。それが難しい場合は、できるだけ早い時期に代替の休養日を設定する。ただし、強化練習期間（ハイシーズン）等によって代替の休養日が3週を超えてしまう場合は、生徒の健康状態に留意し、平日に振り替えることとする。

(5) 朝練習の制限

①朝練習は7時から8時までの1時間以内とする。朝練習を行った場合はその日の部活動延長は認めない。

②同一の運動部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。

③施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行っても良いが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ①年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。期間は1か月程度とする。
- ②強化練習期間は中体連主催の大会（中総体、新人大会、春季大会等）前に設定し、各部ごとに年間3回を限度とする。
- ③（6）の②に該当する大会で勝利し、上位の大会等に進んだ場合は、強化練習期間を延長することができる。
- ④活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスの取れた学校生活を送ることについて配慮しながら指導に当たる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導に当たる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

- ①運動部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義及び本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するように努める。
- ②運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義及び生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するように努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。
- ・現地集合、現地解散を原則とする。
 - ※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。
 - ※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

7 その他

(1) 文化部について

- ・本方針の基本的な考え方は、本校における文化部の活動（吹奏楽部、美術部）についても原則として適用し、改善に着手していくように努める。

(2) 特設の部活について

- ・特設の部活動については、夏季、冬季それぞれ1種目を限度とし、配置については前年度に学校長が定めることとする。